

産業 INFORMATION

中小企業施策利用ガイド⁽⁸⁾ (出典:中小企業庁)

『自社の生産性を向上させたい』

中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取り組みを支援する。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

●対象

特定事業者等【中小企業等経営強化法第2条第6項】(施策により対象が異なるため詳細は別途記載)

○「特定事業者等」の規模

- ・会社または個人事業主
- ・医業、歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人

従業員2000人以下

※従来対象とされていた「中小企業者等」に該当するが、特定事業者等には該当しない場合(資本金10億円以下かつ従業員2000人を超える場合)も、2023年3月31日までは「特定事業者等」とみなして経営力向上計画の認定対象となる。

●支援内容

中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が16年7月に施行した。本法では、生産性向上策(営業活動、財務、人材育成、IT投資等)を業種ごとに「事業分野別指針」として策定している。

※22年3月までに製造業の他、卸・小売、外食・中食、旅館業、医療、介護、建設など21分野で策定済み。

支援措置として、中小企業等強化税制(即時償却等)、事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例や準備金の積立(損金算入)による法人税の軽減、業法上の許認可の承継の特例等の法的支援、金融支援・補助金との連動を行っている。

中小企業等経営強化法に基づく各種の金融支援措置

政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援する。

①日本政策金融公庫による融資 特定事業者向け=経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、融資を受けられる。

○貸付金利

<中小企業事業> 基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、2億7000万円を限度として特別利率②)

<国民生活事業>

基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、特別利率B) ※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のサイトを参照。

②中小企業信用保険法の特例 特定事業者向け=特定事業者は、経営力向上計画の実行※

にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

※新事業活動に該当する事業及びM&A等による事業承継(デューデリジェンスを含む)に限る。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大 普通保険2億円(組合4億円)、別枠2億円(組合4億円)

無担保保険8000万円、別枠8000万円 特別小口保険2000万円、別枠2000万円

新規事業開拓保険2億円→3億円(保証枠の拡大) 海外投資関係保険2億円→3億円(保証枠の拡大)

経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要な資金に係る信用保証の申込みにおいて保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には、経営者保証は不要。

③中小企業投資育成株式会社法の特例 特定事業者向け=経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(特定事業者)も中小企業投資育成からの投資を受けられる。

④日本政策金融公庫(中小企業事業)によるスタンドバイ・クレジット 特定事業者向け=経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外支店または海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行し、海外での円滑な資金調達を支援する。

○補償限度額 1法人当たり最大4億5000万円

○融資期間 1~5年

⑤日本政策金融公庫(中小企業事業)によるクロスボーダーローン 特定事業者向け=経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金及び運転資金について、直接融資を受けられる。

○貸付金利 基準利率(ただし、4億円を限度として特別利率③)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のサイトの参照を

⑥中小企業基盤整備機構による債務保証 特定事業者等向け(特定事業者除く)=従業員2000人以下の特定事業者等(※)が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、最大50億円の借入に対応)の債務の保証を受けられる。※特定事業者は含まれない。

⑦食品等流通合理化促進機構による債務保証 特定事業者向け=食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品

等流通合理化促進機構による債務の保証を受けられる。

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の政令で定める組合、政令で定める要件に該当する一般社団法人についても、特定事業者と同様の支援措置を受けることができる。

●利用方法

経営力向上計画申請プラットフォームより電子申請が可能(※)

※経済産業省及び一部の省庁あての申請に限られる。

申請手続き: 詳しくは、経営力向上計画相談窓口へ問い合わせを。

中小企業庁事業環境部企画課 電話: 03-3501-1957

『新たな販路・事業パートナーを見つけたい』

中小企業総合展(新価値創造展)

中小企業者が自ら開発した製品、技術、サービスを一堂に会し展示することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的として、中小企業総合展(新価値創造展)を開催している。

●対象

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、販路の拡大を考えている中小企業者等(中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認や異分野連携新事業分野開拓計画の認定など、一定の条件を満たす企業は書類審査において評価の対象になる。)

●支援内容

【概要】中小企業者等が自ら開発した製品

・技術・サービスを、展示・プレゼンテーションにより紹介し、販路拡大に繋げることができる。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施設普及コーナー等も設置される。

【新価値創造展2022(第18回中小企業総合展東京)】

開催場所: 東京(東京ビッグサイト)

開催時期: 12月14~16日(予定)

7月1日から募集中

※リアル展示会と連携したウェブサイトを併設したハイブリッド展示会として実施することを検討している。オンライン展示会の会期については、リアル展示会会期前後を予定している。

●利用方法

【手続の流れ】

(1) 中小企業総合展(新価値創造展)事務局に提出申込書の提出を。

※展示会ごとに事務局が異なる。

(2) 事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定。

(3) 事務局から文書により出展決定を通知する。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援企画課 展示会事業担当 電話: 03-5470-1525

中小企業庁創業・新事業促進課 電話: 03-3501-1767

『新たな取引先・ビジネスパートナーを見つけたい』

中小企業と国内外の企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-Good Tech」

ビジネスマッチングサイト「J-Good Tech(ジグテック)」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援する。

●対象

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業。

●支援内容

ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援する。

●利用方法

【登録手続きの流れ】

(1) ジグテックウェブサイトの新規登録ページの閲覧を。

(2) 申し込みページに、自社の企業情報等の入力を。

(3) 中小企業基盤整備機構で審査を行い、登録の結果を連絡する。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 ジグテック運営事務局 電話: 03-5470-1538

『商品・サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』

販路開拓コーディネート事業

優れた商品・サービスを持つ中小企業者のマーケティング企画からテストマーケティング活動、売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援し、新たな市場開拓に繋げる。

●対象

新市場における販路開拓が困難で、「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」「テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見いだしたい」中小企業・小規模事業者。

●支援内容

優れた商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援する。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家が市場へのアプローチ等を支援する。

●利用方法

(1) 本事業の支援を希望する時は、中小機構の各地域本部に相談を。

(2) 中小機構の地域本部は、支援内容(プラッシュアップ支援、テストマーケティング支援、フォローアップ支援)に応じた専門家を選定し、支援を行う。その際、専門家の謝金の一部については、申込企業の負担となる。テストマーケティング支援においては、専門家は想定市場の企業への同行訪問を行う。なお、中小機構が商品の販売代行、販売先紹介、取引斡旋を行うものではない。申込企業も同行が必要。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 各地域本部

『組合等が抱える諸問題を解決したい』

中小企業組合等課題対応支援事業

中小企業組合や中小企業の方々が抱える課題を解決するために実施する調査・研究や販路開拓等の取り組みに必要な経費を補助する。

●対象

連携して事業を行う場合(中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、共同出資会社、任意グループ等)

●支援内容

中小企業者が単独では解決することが難しい課題(ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等)を解決するために、連携して取り組む販路開拓等の事業に必要な経費について補助を受けができる。

また、事業の実施においては、中小企業団体中央会が課題解決に取り組む組合を積極的にサポートして、事業の成功を目指す。

■補助率

10分の6

■活用事例

近隣県の組合同士の連携により、経費を大幅に削減効率の高い販路開拓策を構築するため、他の類似した共同店舗の事業協同組合と連携して調査・研究を実施。顧客アンケートやポイントカードのデータ等から顧客ニーズを捉え、効率的なピアーリングを実施し、参加した組合の中には、チラシコストの30~40%削減に成功した例もある。

●利用方法

(1) 全国中央会に対し、事業内容を提出し応募。

(2) 全国中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定。

(3) 全国中央会から、補助金受給。

問い合わせ先 全国中小企業団体中央会振興部 電話: 03-3523-4905

『企業間データ連携システムの導入を支援します』

中小企業共通EDI

受発注業務などで、取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていた取引環境を改善するため、中小企業取引に最適化・標準化された企業間データ交換の仕組み(EDI)の導入を支援する。

●対象

受発注等業務の効率化を図る中小企業者等